

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例について

1 制定の目的

廃棄物処理法など既存法令による規制の無い、金属スクラップ等の有価物（再生資源物）の不適正な屋外保管により、崩落、火災等の事故や騒音、振動等の発生による問題が生じている。

また、近隣自治体で規制が強化されることにより、悪質な事業者が本県内に事業場を移すおそれがあることから、屋外の再生資源物の適正な保管に関し必要な規制を定め、災害の防止及び生活環境の保全を図る。

2 内容

(1) 規制対象

対象者	再生資源物の取引を行うため、屋外に再生資源物を保管する事業者（廃棄物処理許可施設等で再生資源物を屋外保管する事業者を除く）
対象保管物	再生資源物として収集された金属、プラスチック、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、木材を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物（廃棄物及び有害使用済機器を除く）

(2) 許可制の導入

ア 敷地面積が 100 m²を超える屋外保管事業場の設置について、事業場ごとに知事の許可（5年更新）取得を義務付ける。

イ 許可申請事業者に対し、事業内容等の周知を図るため、事前に住民説明会の開催を求める。

ウ 施行日時点で既に屋外保管事業場を設置している者が、6ヶ月以内に届出を行った場合、許可を受けたものとみなす。

(3) 保管基準等

ア 屋外保管事業場の周囲に、外部から保管の状況を確認できる構造の囲いを設置すること。

イ 保管物の荷重が囲いに直接かかる場合には、囲いが構造耐力上安全であるとともに、保管の高さを囲いの上端より 50cm 以上低くすること。

ウ 容器を用いずに屋外保管する場合の高さは、「勾配比 1 : 2」又は 5m のいずれか低い方にすること。

エ 保管に伴い生じた汚水の飛散、流出、地下浸透の防止、及び騒音、振動、悪臭の防止のために必要な措置を講じること。

オ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれのあるものは、適切に回収し処理すること。

(4) 行政処分

- ・事業者等からの報告徴収、事業場等への立入検査
- ・保管基準不適合や違反行為に対する改善勧告
- ・勧告に従わない場合には改善命令
- ・事業場の全部又は一部の使用停止、許可の取消し

(5) 公表

事業者が勧告に従わなかった場合に違反事実を公表できる。

(6) 罰則（主なもの）

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・屋外保管事業場の無許可設置
- ・屋外保管事業者の命令違反等

3 施行日

令和6年4月1日